# 男女がともに自立し、支えあう住みよいまち

# 第2次甲佐町男女共同参画計画



熊本県甲佐町

# 目 次

第1章	章 計画の概要
1.	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2.	計画の性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3.	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4.	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第2章	章 基本理念及び重点目標
1.	基本理念・・・・・・・・・・ 5
2.	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3.	重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
4.	計画体系図・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第3章	章 行動計画~具体的取り組み~
重点	. 目標
1.	男女共同参画社会をめざす意識づくり・・・・・・・・ 8
2.	あらゆる分野における男女共同参画の実現・・・・・・・ 11
3.	男女お互いへの人権の配慮・・・・・・・・・・・ 14
4.	男女共同参画社会のための総合推進体制づくり・・・・・・ 17
(資料	斗編)
1.	男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
2.	熊本県男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・ 2 8
3.	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律・・・・・ 3 4
4.	甲佐町男女共同参画推進会議設置要綱・・・・・・・・・ 45
5.	甲佐町男女共同参画社会推進懇話会設置要綱・・・・・・・ 5

# 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその 人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を十分に 発揮することができる社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。

本町では、平成23年に「甲佐町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画 社会の実現に向けての取り組みを推進してきました。

このたび計画の実施期間が終了することに伴い、これまでの現状を踏まえ、甲 佐町の課題や取り組むべき施策の方向を明らかにし、さらなる男女共同参画社会 形成へ向け、総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

### 2. 計画の性格と位置づけ

- (1) 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規程に基づき、甲佐町における「男女共同参画計画」と位置づけ、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び熊本県の「第4次男女共同参画計画」等と整合性を図っています。
- (2) 本計画は「甲佐町総合計画」や「甲佐町次世代育成支援行動計画」、その 他計画との整合性を図っています。
- (3) 本計画は、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の基本となるものです。
- (4) 本計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、【甲佐町 DV 対策基本計画】として位置づけるものです。

### 3. 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とし、社会情勢の変化等に応じて 見直しを行います。

## 4. 計画策定の背景

## 国際婦人年以降の国内外・熊本県及び甲佐町の動き(一覧)

世界の動き	日本の動き	年	熊本県	甲佐町
・国際婦人年 (目標: 平等・発展・平和) ・国際婦人年国際会議 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	·婦人問題推進本部設置 ·婦人問題企画推進会議 開催	1975年 (昭和50)		
	・「国内行動計画」策定 ・「国立女性教育会館」設 置	1977年 (昭和52)	・商工労働水産部 労政課に婦人行政 担当窓口設置	
·国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		1979年 (昭和54)		
・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期プログラム」採択		1980年 (昭和55)	•「県婦人問題行政 推進会議」設置	
	・「国内行動計画後期重 点目標」策定	1981年 (昭和56)		
・「国連婦人の十年」ナイロビ 世界会議「婦人の地位向上 のためのナイロビ将来戦略」 採択	・「男女雇用機会均等法」 の公布 ・「女子差撤廃条約」批准	1985年 (昭和 <b>60</b> )		
	・婦人問題企画推進本部 拡充: 構成を全省庁に拡 大 ・婦人問題企画推進有識 者会議開催	1986年 (昭和 <b>61</b> )	・「女性のための実施計画書」策定	
		1988年 (昭和63)	・福祉生活部県民 生活総室に婦人対 策室を設置	
	・「育児休業法」の公布	1991年 (平成3)		
・国連「女性に対する暴力 の撤廃に関する提言」採択	・中学校で「技術・家庭科」 の男女共修開始	1993年 (平成5)		
	・高等学校で「技術・家庭 科」の男女共修開始 ・男女共同参画推進本部 設置	1994年 (平成6)	・「ハーモニープラン くまもと」 策定	

世界の動き	日本の動き		熊本県	甲佐町
・第4回世界女性会議-平 等、開発、平和のための行 動(北京)「北京宣言及び行 動綱領」採択	・「育児休業法」の改正 (介護休業制度の法制 化)	1995年 (平成7)		
	・男女共同参画推進連携 会議発足 ・「男女共同参画2000年プ ラン」策定	1996年 (平成 <b>8</b> )		
	・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」 改正 ・「介護保険法」公布	1997年 (平成 <b>9</b> )		
	•「男女共同参画社会基本法」公布、施行	1999年 (平成 11)		
・国連特別総会「女性2000 年会議」(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計 画」 閣議決定	2000年 (平成 <b>12</b> )	・環境生活部に男 女共同参画課設置	・住民生活課に男女 共同参画社会担当 部署を設置
	・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	2001年 (平成13)	・熊本県男女共同 参画計画「ハーモ ニープラン〈まもと 21」策定 ・「熊本県農山漁村 男女共同参画推進 プラン」策定	
		2002年 (平成 <b>14</b> )	・熊本県男女共同 参画推進条例施行 ・熊本県男女共同 参画センター開設	
		2003年 (平成 <b>15</b> )	・環境生活部に男 女共同参画パート ナーシップ推進課 設置	
	・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関 する法律」改正	2004年 (平成 <b>16</b> )		
	・「男女共同参画基本計 画(第2次)」策定	2005年 (平成 <b>17</b> )	・「配偶者等からの 暴力の防止及び被 害者の保護に関す る基本計画」策定	

世界の動き	日本の動き		熊本県	甲佐町
		2006年 (平成 <b>18</b> )	・環境生活部から総 務部へ所管組織変 更 ・熊本県男女共同 参画計画「ハーモ ニープラン〈まもと 21」改定 ・「熊本県農山漁村 男女共同参画推進 プランⅡ」策定	
	・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関 する法律」改正	2007年 (平成 <b>19</b> )		
		2009年 (平成 <b>21</b> )	・総務部に男女参 画・協働推進課を 設置	<ul><li>・甲佐町男女共同参画推進会議設置</li><li>・甲佐町男女共同参画社会推進懇話会設置</li></ul>
・国連「北京 + 15」 記念会合 (ニューヨーク)	・「第3次男女共同参画基 本計画」策定	20 <b>1</b> 0年 (平成 <b>22</b> )		
・UN Women正式発足		2011年 (平成23)	・熊本県男女共同 参画計画「ハーモ ニープラン熊本21」 改定	・「甲佐町男女共同参画計画」策定 ・上益城5町による 「上益城地域男女共同参画連絡会議」設置
<ul><li>第56回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性ノエンパワーメント」決議案採択</li></ul>	・「「女性の活躍推進による経済活性化」行動計画」 策定	2012年 (平成 <b>24</b> )	·女性総合支援事 業開始	
	・若者、女性の活躍推進 フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護等に 関する法律」改正 ・「日本再興戦略」平成25 年6月14日閣議決定の中 核に「女性の活躍推進」が 位置付けられる	20 <b>1</b> 3年 (平成 <b>25</b> )		・総務課に男女共同 参画社会担当部署 を設置
	・「日本再興戦略」改定 2014(平成26年6月24日 閣議決定)に「『女性が輝 く社会』の実現」が掲げら れる	2014年 (平成 <b>26</b> )	・「熊本県女性の社 会参画加速化会 議」発足	
・国連「北京+20」記念会合 (第59回国連婦人の地位委 員会(ニューヨーク))	・「女性活躍加速のための 重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する法 律」公布	2015年 (平成 <b>27</b> )	・「熊本県女性の社 会参画加速化戦 略」策定	・郡内連絡会議主催 啓発事業「男女共同 参画を考えよう!第 4回上益城大会inこ うさ」開催

# 第2章 基本理念及び重点目標

### 1. 基本理念

「甲佐町男女共同参画計画」における基本理念を引き続き推進し、この基本理 念を原点に計画を推進していきます

### Ⅰ 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊重を重んじ、性別による差別をなくし、男女がひとりの人間として能力を発揮できる機会が確保され、人権が尊重される必要があります。

### Ⅱ 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度や慣行が、固定的役割分担意識にとらわれず、男女の 社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとす るように配慮する必要があります。

### Ⅲ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において政策又は方針の立案及び決定に参画できる機会を確保する必要があります。

## Ⅳ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、対等な家族の構成員として、相互の協力と社会支援のもとに、 家族としての役割を果たしながら仕事や学習、地域活動ができるようにす る必要があります。

### 2. 基本目標

## 「男女がともに自立し 支えあう 住みよいまち」

### 3. 重点目標

町では、基本目標を達成するため、次の4つの「重点目標」を柱に男女共同参 画づくりに取り組んでいきます。

### I 男女共同参画社会をめざす意識づくり

依然として残る固定的役割分担意識や、男女間の格差をなくすために、男女共同参画社会づくりを阻害している固定観念や社会の仕組みを見直し、男女共同参画が正しく理解され、定着させるための啓発活動を積極的に推進します。

### Ⅱ 家庭、地域、職場などあらゆる分野における男女共同参画の実現

社会経済情勢が変化し、少子高齢化、家族形態の多様化、地域社会における人間関係の希薄化が進む中、こうした社会の変化や課題に対し柔軟に対応し、男女がともに職場と家庭生活や地域活動の調和がとれ、意欲を持ち、能力を発揮して、多様な働き方・生き方を選択でき、地域づくりなどに参画できる環境整備を推進します。

### Ⅲ 男女お互いの人権への配慮

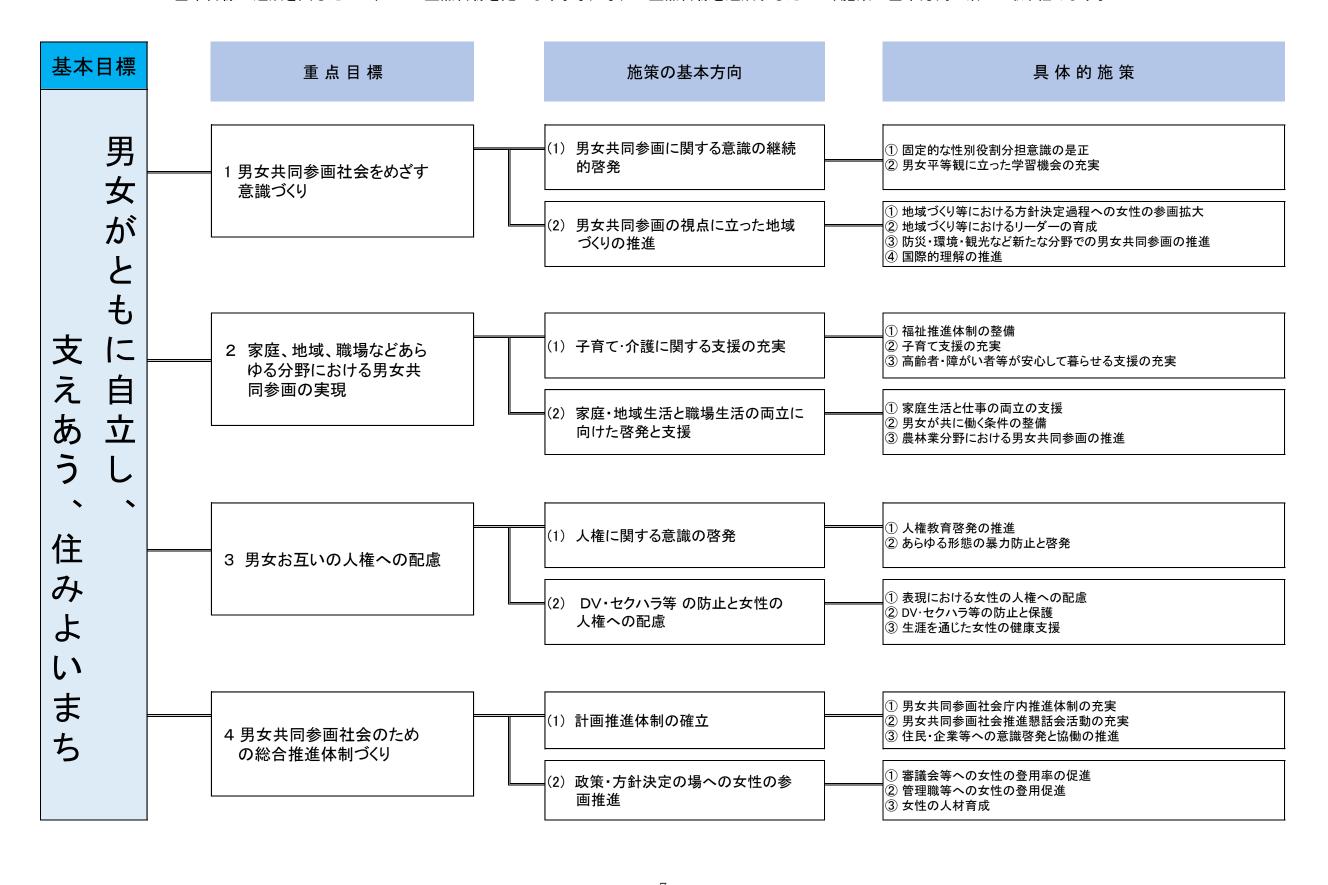
女性も男性も、個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けず、 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発や教育を充実させるとと もに、関係機関と連携しながら、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向け た取り組みを推進します。

## Ⅳ 男女共同参画社会のための総合推進体制づくり

男女共同参画社会の実現のために、この計画の推進体制を整備することにより実効性を担保し、行政内部での全庁的な取り組みと横断的な連携を強化し、町民・企業・団体等の理解と協力のもと一体となって推進する体制づくりや人材育成を推進します。

### 4. 計画体系図

基本目標の達成を図るために、4つの重点目標を定めます。それぞれの重点目標を達成するために、施策の基本方向に沿って取り組みます。



# 第3章 行動計画~具体的な取り組み~

### 重点目標 1. 男女共同社会をめざす意識づくり

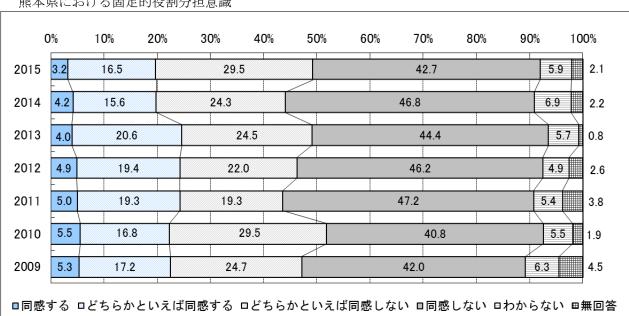
「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方(固定的性別 役割分担意識)が依然として残っています。男性も女性も性別にかかわりなく個 性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、効果的な啓発活動を行う必要 があります。

#### 【現状と課題】

2015年県民アンケート調査によると、固定的役割分担意識に「同感しない」 又は「どちらかといえば同感しない」と答えた人が前年調査より1.1ポイント 増加し、過去最高の72.2%となっています。

また、「わからない」と回答した人は減少したが、「同感する」「どちらかといえ ば同感する」と答えた人の割合は19.7%で、前年とほぼ同じでした。

「わからない」や「同感する」と回答した人が固定的役割分担意識のおかしさ に気づき、「同感しない」人の割合がさらに継続的に増えていくよう、男女共同参 画の意識啓発を行っていく必要があります。



熊本県における固定的役割分担意識

資料:熊本県企画課「2015年県民アンケート調査」より

### (1) 男女共同参画に関する意識の継続的啓発

	130 F		T
具体的施策		取組内容	担当課
1	1)	広報紙等による啓発	
固定的な性別		広報こうさ、ホームページ等により啓発を推進	総務課
役割分担意識		します。	
の是正	2)	啓発講座の開催	
		男女共同参画社会の実現に向けて、講演会や講	総務課
		座を開催します。	
2	1)	学校教育における学習機会の充実	
男女平等観に		男女平等の本質を理解し、指導できるように教	兴松华古钿
立った学習機		職員に対しての研修を充実させ、性教育や進路	学校教育課
会の充実		指導を通して次世代育成に努めます。	
	2)	家庭教育における学習機会の充実	
		家庭における固定的な性別役割分担意識の慣習	九人类去部
		をなくすために、講座や講演会、セミナー等を	社会教育課
		開催します。	
	3)	社会教育における学習機会の充実	
		男女共同参画社会の実現のための生涯学習を積	
		極的に推進し、学習機会の提供や指導者の確保	九人粉去細
		に努めるとともに、生涯学習センター図書室を	社会教育課
		核として、生きる力の基礎を養うため、読書活	
		動の普及・推進に努めます。	



# (2) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

具体的施策		取組内容	担当課
1)	1)	女性の参画拡大	
地域づくり等		地域における方針決定過程の場への女性の参画	<b>人</b> 面細
における方針		の拡大に努め、平成32年度までに各委員会等	企画課
決定過程への		への女性の登用率30%を目標とします。	
女性の参画拡	2)	あらゆる住民の参加推進	
大		地域づくりが男女共同参画の視点に立って進め	関係各課
		られるよう、あらゆる住民の参加を推進します。	
2	1)	人材の育成	
地域づくりに		男女共同参画社会づくりを進めるうえで、地域	関係各課
おけるリーダ		において大きな牽引力となる人材を育成しま	医原位体
一の育成		す。	
	2)	地域づくりの機会の提供	
		まちづくりに男女双方の意見や発送が反映され	関係各課
		るよう、さまざまな機会の提供を推進します。	
3	1)	新たな分野での男女共同参画の推進、地域の防	
防災・環境・		災や環境保全、観光などの分野を問わず、地域	
観光など新た		づくりなどへ男女が共に参画し、協働すること	関係各課
な分野での男		により、それぞれの多様な発想や女性の感性を	风水山水
女共同参画の		活かした活動等を通じて、活力ある地域づくり	
推進		を推進します。	
4	1)	国際的理解の推進	
国際的理解の		外国語指導助手(ALT)を通して、男女共同参	学校教育課
推進		画社会に関する情報や外国の文化・慣習を学ぶ	
		ことで、国際理解を深める教育を推進します。	
	2)	国際的視野に立った人材の育成	
		町民と外国の人々との相互交流を実施すること	
		により、男女平等などをはじめとした国際理解	社会教育課
		を深めるとともに、本町の新しい地域づくりに	
		貢献できる人材の育成を推進します。	

### 重点目標2. 家庭、地域、職場などあらゆる分野における男女共同参画の実現

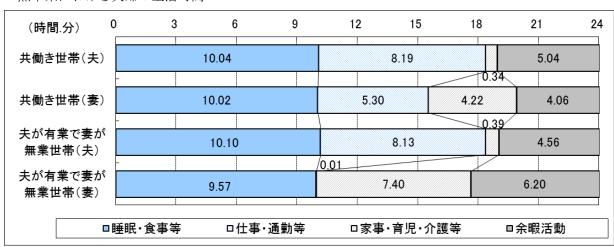
少子高齢化、雇用の変化、人々の価値観の多様化などが進む中、男女共同参画 社会の実現のためにも、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事 と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図っていくことが大切です。

ワーク・ライフ・バランスは、男性が育児や介護、地域活動、さらには自己啓発のための時間を確保でき、女性は仕事と結婚・出産・育児との両立が可能になります。このため、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方の選択が可能になるよう、企業と労働者、国、地方公共団体等が連携して、環境を整備していく必要があります。

#### 【現状と課題】

平成23年度の総務省による社会生活基本調査によると、家事・育児・介護等に従事する時間は、夫が有業で妻が無業の世帯においては、夫が39分、妻が7時間40分です。また、共働き世帯であっても、夫が34分であるのに対し、妻は4時間22分と大きな差があります。これは妻の就業の有無にかかわらず、夫が家事や育児や介護などにかける時間が妻と比べて著しく短いことを示しています。

男性の家事・育児など家庭生活への参画を進め、男女がともに自立し、支えあう社会を実現することは重要です。



熊本県における夫婦の生活時間

総務省「平成23年度社会生活基本調査」

### (1) 子育て・介護に関する支援の充実

<ul> <li>具体的施策</li> <li>取組内容</li> <li>担当課</li> <li>1)福祉活動の推進</li> <li>各地区社会福祉協議会を中心に、地域でともに 支えあう住民主体の福祉活動を推進します。</li> <li>2)緊急システムの体制づくり 緊急通報システムや安否確認体制づくりを推進します。</li> <li>3)情報提供の強化 広報域、防災行政無線等による情報提供の強化 を図ります。</li> <li>4)地域支援包括センターの充実 相談窓口の対応内容等を検討し、地域包括支援 センターの充実を図ります。</li> <li>2 子育て支援の充実 保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に 伴う保育需要への対応を、新たな保育サービス の必要性を含めて検討していくとともに、現在 行っている保育サービスの充実を図ります。</li> <li>2)子育で支援体制の充実 放課後児童伊・アンスを選を受ります。</li> <li>2)子育で支援体制の充実 放課後児童伊・ディンスを選を受けます。</li> <li>3)子ども医療費の充実 義務教育までの子どもを養育している保護者に 対して、医療費の助成を継続します。</li> <li>3 子ども医療の方ともを養育している保護者に 対して、医療費の助成を継続します。</li> <li>3 斉をの安心した生活の実現 高齢者や障がいのある人が 安心して暮ら 細やかなサービスを提供します。</li> <li>3 高齢者等の安心した生活の実現 高齢者や障がいのある人人人ひとりの尊厳が保 持され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ 細やかなサービスを提供します。</li> <li>2 高齢者等の支援づくりの強化 高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体 福祉課 細づくりの強化に努めます。</li> </ul>	(1) 丁育(	• 217 醇	長に関する文援の允美	
福祉推進体制 の整備	具体的施策		取組内容	担当課
の整備         支えあう住民主体の福祉活動を推進します。           2) 緊急システムの体制づくり 緊急通報システムや安否確認体制づくりを推進します。         福祉課 日ます。           3) 情報提供の強化 広報紙、防災行政無線等による情報提供の強化を図ります。         福祉課 地域包括センターの充実 相談窓口の対応内容等を検討し、地域包括支援センターの充実を図ります。           ② 子育で支援の充実 保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に伴う保育需要への対応を、新たな保育サービスの必要性を含めて検討していくとともに、現在行っている保育サービスの充実を図ります。         福祉課 を受ける会別を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	1	1)	福祉活動の推進	
2) 緊急システムの体制づくり 緊急通報システムや安否確認体制づくりを推進 します。 3) 情報提供の強化 広報紙、防災行政無線等による情報提供の強化 を図ります。 4) 地域支援包括センターの充実 相談窓口の対応内容等を検討し、地域包括支援 センターの充実を図ります。  1) 保育事業の充実 保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に 伴う保育需要への対応を、新たな保育サービス の必要性を含めて検討していくとともに、現在 行っている保育サービスの充実を図ります。  2) 子育て支援体制の充実 放課後児童健全育成事業・地域支援子育て支援 拠点事業(放課後児童クラブ・地域子育て支援 センター・病時病後時保育)を充実します。 3) 子ども医療費の充実 義務教育までの子どもを養育している保護者に 対して、医療費の助成を継続します。  3) 子ども医療費の充実 義務教育を管がいのある人一人ひとりの尊厳が保 持され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ 細やかなサービスを提供します。 2) 高齢者等の支援づくりの強化 高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体 福祉課	福祉推進体制		各地区社会福祉協議会を中心に、地域でともに	福祉課
緊急通報システムや安否確認体制づくりを推進します。  3) 情報提供の強化 広報紙、防災行政無線等による情報提供の強化を図ります。  4) 地域支援包括センターの充実 相談窓口の対応内容等を検討し、地域包括支援センターの充実を図ります。  1) 保育事業の充実 保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に伴う保育需要への対応を、新たな保育サービスの必要性を含めて検討していくとともに、現在行っている保育サービスの充実を図ります。  2) 子育て支援体制の充実 放課後児童健全育成事業・地域支援子育て支援拠点事業 (放課後児童クラブ・地域子育て支援センター・病時病後時保育)を充実します。  3) 子ども医療費の充実 義務教育までの子どもを養育している保護者に対して、医療費の助成を継続します。  3) 子ども医療費の充実 着務教育までの子どもを養育している保護者に対して、医療費の助成を継続します。  3) 高齢者等の安心した生活の実現 高齢者や障がいのある人が失され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ細やかなサービスを提供します。  2) 高齢者等の支援づくりの強化高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体 福祉課	の整備		支えあう住民主体の福祉活動を推進します。	
します。  3		2)	緊急システムの体制づくり	
3) 情報提供の強化 広報紙、防災行政無線等による情報提供の強化 を図ります。 4) 地域支援包括センターの充実 相談窓口の対応内容等を検討し、地域包括支援 センターの充実を図ります。 ② 1) 保育事業の充実 子育て支援の 充実 保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に 伴う保育需要への対応を、新たな保育サービス の必要性を含めて検討していくとともに、現在 行っている保育サービスの充実を図ります。 2) 子育て支援体制の充実 放課後児童健全育成事業・地域支援子育て支援 拠点事業(放課後児童クラブ・地域子育て支援 センター・病時病後時保育)を充実します。 3) 子ども医療費の充実 義務教育までの子どもを養育している保護者に 対して、医療費の助成を継続します。 ③ 高齢者や障がいのある人が 安心して暮ら せる支援の充 実			緊急通報システムや安否確認体制づくりを推進	福祉課
広報紙、防災行政無線等による情報提供の強化を図ります。  4) 地域支援包括センターの充実相談窓口の対応内容等を検討し、地域包括支援センターの充実を図ります。  1) 保育事業の充実保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に伴う保育需要への対応を、新たな保育サービスの必要性を含めて検討していくとともに、現在行っている保育サービスの充実を図ります。  2) 子育て支援体制の充実放課後児童健全育成事業・地域支援子育て支援拠点事業(放課後児童クラブ・地域子育て支援センター・病時病後時保育)を充実します。  3) 子ども医療費の充実義務教育までの子どもを養育している保護者に対して、医療費の助成を継続します。  3) 子ども医療費の充実義務教育までの子どもを養育している保護者に対して、医療費の助成を継続します。  1) 高齢者等の安心した生活の実現高齢者や障がいのある人のとりの尊厳が保持され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ細やかなサービスを提供します。  2) 高齢者等の支援づくりの強化高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体福祉課			します。	
を図ります。		3)	情報提供の強化	
4) 地域支援包括センターの充実 相談窓口の対応内容等を検討し、地域包括支援 センターの充実を図ります。  ② 子育て支援の 充実  (2) イ育事業の充実 保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に 伴う保育需要への対応を、新たな保育サービス の必要性を含めて検討していくとともに、現在 行っている保育サービスの充実を図ります。  (3) 子でも医療費の充実 義務教育までの子どもを養育している保護者に 対して、医療費の助成を継続します。  ③ 高齢者や障がいのある人が いのある人が 安心して暮ら せる支援の充 実  「高齢者等の支援づくりの強化 高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体 福祉課  地域包括 支援センターの充実 福祉課			広報紙、防災行政無線等による情報提供の強化	福祉課
# は			を図ります。	
# は で で で で で で で で で で で で で で で で で で		4)	地域支援包括センターの充実	<b>地域匀长</b>
②			相談窓口の対応内容等を検討し、地域包括支援	
子育て支援の 充実 保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に 伴う保育需要への対応を、新たな保育サービス の必要性を含めて検討していくとともに、現在 行っている保育サービスの充実を図ります。  2)子育て支援体制の充実 放課後児童健全育成事業・地域支援子育て支援 拠点事業 (放課後児童クラブ・地域子育て支援 センター・病時病後時保育)を充実します。  3)子ども医療費の充実 義務教育までの子どもを養育している保護者に 対して、医療費の助成を継続します。  3)高齢者等の安心した生活の実現 高齢者や障がいのある人が、 安心して暮ら 地のある人が 安心して暮ら 地のかなサービスを提供します。  2)高齢者等の支援づくりの強化 高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体 福祉課			センターの充実を図ります。	文仮以
<ul> <li>充実 伴う保育需要への対応を、新たな保育サービスの必要性を含めて検討していくとともに、現在行っている保育サービスの充実を図ります。</li> <li>2)子育で支援体制の充実 放課後児童健全育成事業・地域支援子育で支援 拠点事業 (放課後児童クラブ・地域子育で支援 センター・病時病後時保育)を充実します。</li> <li>3)子ども医療費の充実 義務教育までの子どもを養育している保護者に対して、医療費の助成を継続します。</li> <li>③ 高齢者や障がいのある人がとりの尊厳が保持され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ細やかなサービスを提供します。</li> <li>1)高齢者等の支援づくりの強化 福祉課</li> <li>塩社課</li> </ul>	2	1)	保育事業の充実	
の必要性を含めて検討していくとともに、現在 行っている保育サービスの充実を図ります。  2) 子育て支援体制の充実 放課後児童健全育成事業・地域支援子育て支援 拠点事業(放課後児童クラブ・地域子育て支援 センター・病時病後時保育)を充実します。  3) 子ども医療費の充実 義務教育までの子どもを養育している保護者に 対して、医療費の助成を継続します。  3) 高齢者等の安心した生活の実現 高齢者や障がいのある人一人ひとりの尊厳が保 持され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ 細やかなサービスを提供します。  4 福祉課 対して暮ら 世る支援の充 2) 高齢者等の支援づくりの強化 害齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体 福祉課	子育て支援の		保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に	
(3)	充実		伴う保育需要への対応を、新たな保育サービス	福祉課
2) 子育て支援体制の充実     放課後児童健全育成事業・地域支援子育て支援     拠点事業 (放課後児童クラブ・地域子育て支援     センター・病時病後時保育)を充実します。  3) 子ども医療費の充実     義務教育までの子どもを養育している保護者に     対して、医療費の助成を継続します。  3) 高齢者等の安心した生活の実現     高齢者や障がいのある人一人ひとりの尊厳が保     特され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ     知やかなサービスを提供します。  2) 高齢者等の支援づくりの強化     高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体     福祉課			の必要性を含めて検討していくとともに、現在	
放課後児童健全育成事業・地域支援子育て支援 拠点事業(放課後児童クラブ・地域子育て支援 センター・病時病後時保育)を充実します。  3) 子ども医療費の充実 義務教育までの子どもを養育している保護者に 対して、医療費の助成を継続します。  4			行っている保育サービスの充実を図ります。	
拠点事業(放課後児童クラブ・地域子育て支援 センター・病時病後時保育)を充実します。  3) 子ども医療費の充実 義務教育までの子どもを養育している保護者に 対して、医療費の助成を継続します。  1) 高齢者等の安心した生活の実現 高齢者や障がいのある人一人ひとりの尊厳が保 いのある人が 安心して暮ら せる支援の充 実  1) 高齢者等の支援づくりの強化 高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体		2)	子育て支援体制の充実	
<ul> <li>拠点事業 (放課後児童クラブ・地域子育で支援センター・病時病後時保育)を充実します。</li> <li>3) 子ども医療費の充実義務教育までの子どもを養育している保護者に対して、医療費の助成を継続します。</li> <li>③ 高齢者等の安心した生活の実現高齢者や障がいのある人一人ひとりの尊厳が保持され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ細やかなサービスを提供します。</li> <li>と) 高齢者等の支援づくりの強化高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体福祉課</li> </ul>			放課後児童健全育成事業・地域支援子育て支援	行がに細
3) 子ども医療費の充実 義務教育までの子どもを養育している保護者に 対して、医療費の助成を継続します。  3			拠点事業(放課後児童クラブ・地域子育て支援	竹田作品味
義務教育までの子どもを養育している保護者に 対して、医療費の助成を継続します。  3 1) 高齢者等の安心した生活の実現 高齢者や障がいのある人一人ひとりの尊厳が保いのある人が 持され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ 細やかなサービスを提供します。  2) 高齢者等の支援づくりの強化 高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体 福祉課			センター・病時病後時保育)を充実します。	
対して、医療費の助成を継続します。  1) 高齢者等の安心した生活の実現 高齢者や障がいのある人一人ひとりの尊厳が保いのある人が 持され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ 細やかなサービスを提供します。  2) 高齢者等の支援づくりの強化 高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体 福祉課		3)	子ども医療費の充実	
③1) 高齢者等の安心した生活の実現 高齢者や障がいのある人一人ひとりの尊厳が保いのある人が 持され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ 細やかなサービスを提供します。福祉課せる支援の充 実2) 高齢者等の支援づくりの強化 高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体福祉課			義務教育までの子どもを養育している保護者に	福祉課
高齢者や障が			対して、医療費の助成を継続します。	
いのある人が 安心して暮ら せる支援の充持され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ 細やかなサービスを提供します。福祉課ま2) 高齢者等の支援づくりの強化 高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体福祉課	3	1)	高齢者等の安心した生活の実現	
いのある人が       持され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ         安心して暮ら       細やかなサービスを提供します。         せる支援の充       2) 高齢者等の支援づくりの強化         実       高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体       福祉課	高齢者や障が		高齢者や障がいのある人一人ひとりの尊厳が保	短加那
せる支援の充2) 高齢者等の支援づくりの強化実高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体福祉課	いのある人が		持され、健康状態や暮らしの状況に応じたきめ	
実 高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体 福祉課	安心して暮ら		細やかなサービスを提供します。	
	せる支援の充	2)	高齢者等の支援づくりの強化	
制づくりの強化に努めます。	実		高齢者や障がいのある人をみんなで支えあう体	福祉課
			制づくりの強化に努めます。	

# (2) 家庭・地域生活と職場生活の両立に向けた啓発と支援

具体的施策	取組内容	担当課
(1)	1) 企業への意識啓発	
家庭生活と仕	ワーク・ライフ・バランスの意識付けを図るために、	
事の両立の支	企業や各種団体の会合における研修やパンフレット	産業振興課
援	等を配布するなど意識啓発を促進します。	
	2) 各種制度の周知	
	育児を母親だけの負担とするのではなく、男女が協	
	力して子育てに取り組むことが重要なことから、仕	関係各課
	事と子育ての両立に向けて、育児休業制度の周知や	
	啓発を推進します。	
2	1) 雇用条件の整備	
男女が共に働	性別等に基づく差別や格差がなく、個人の適正・能	総務課
く条件の整備	力・意欲・希望等を勘案した採用や均等な雇用条件	関係各課
	の整備を推進します。	
	2) 男女共同参画推進事業者表彰	
	男女共同参画の職場づくりに積極的に取り組んでい	総務課
	る事業者を県の推進事業表彰の対象候補として推薦	産業振興課
	するとともに、町広報紙で紹介する等の取り組みを	至未派英林
	展開します。	
	3) 職場環境の整備	総務課
	男女に関わらず育児休業や介護休暇が取得しやすい	関係各課
	職場環境の整備を目指します。	1201711 1111
3	1)女性農業者の地位確立	
農林業分野に	農業従事者・経営者・消費者による研修や意見交換	産業振興課
おける男女共	会を通して女性農業者の地位向上を目指します。	
同参画の推進	2)農業委員等に女性を登用	
	農産物のブランド開発研究や農業経営への女性の積	   産業振興課
	極的な参加を促進するとともに、女性の認定農業者	7
	への申請や農業委員への登用を促進します。	
	3)家族経営協定締結促進	
	労働環境改善、経営参画、後継者育成を図るため、	産業振興課
	家族における農業労働の就業条件を定めた家族経営	
	協定の締結を促進します。	

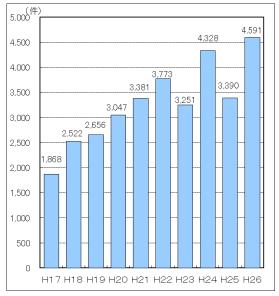
### 重点目標3. 男女お互いへの人権の配慮

人権の尊重は、法のもとで保障され、男女共同参画社会づくりの最も基本的かつ重要な問題です。

#### 【現状と課題】

ドメスティック・バイオレンス (DV) などの異性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメント等の行為が後を絶ちません。このため、意識啓発はもとより、被害者の救済および自立支援策の充実が求められています。





	県女性相談センタ	県女性総合相談室	県	熊本地方法務局	熊本市男女共同参画センタ	各市福祉事務所	県地域振興局	合計
H17	731	107	191	32	163	579	65	1,868
H18	832	96	234	151	195	918	96	2,522
H19	1,074	70	220	155	257	739	141	2,656
H20	1,319	54	241	146	245	907	135	3,047
H21	1,147	35	298	158	215	1386	142	3,381
H22	1,082	84	334	155	165	1813	140	3,773
H23	1,065	74	304	103	79	1508	118	3,251
H24	1,138	88	421	55	122	2392	112	4,328
H25	896	81	390	118	167	1646	92	3,390
H26	1,015	47	773	108	156	2402	90	4,591

配偶者の暴力はもとより、女性に対するあらゆる暴力を許さない町づくりを目指すとともに、暴力の防止と根絶、相談体制の強化、被害者の支援・救済に関する対策を進めていきます。

なお、当該項目を「配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律」 の第2条の3第3項に基づく「甲佐町 DV 防止基本計画」とします。

DV については、「配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年 1 月 3 日施行)で、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となっています。

# (1) 人権に関する意識の啓発

具体的施策		取組内容	担当課
1)	1) ,	人権教育の充実	学校教育課
人権教育啓発	5	家庭、学校、地域社会における人権教育の取り	社会教育課
の推進	弁	組みを充実させます。	町民センター
	J.	広報紙等による人権啓発 広報こうさやホームページを通して人権啓発記 事を掲載します。	社会教育課町民センター
	耳 3	人権研修の実施 職員に対して人権研修を実施し、全庁的に人権 を意識した取り組みが進められるよう啓発活動 を推進します。	総務課町民センター
	Ī	正しい認識と理解の促進 同和問題など人権問題の正しい認識と理解を促 進します。	社会教育課町民センター
② あらゆる形態 の暴力防止と 啓発	I	あらゆる形態の暴力防止と啓発 DV や虐待が人権侵害であることを認識させる ため、あらゆる形態の暴力の防止と根絶を目指 した啓発活動を推進します。	福祉課 くらし安全 推進室
	اِ د	<b>児童虐待の早期発見と対応</b> 県の関係機関やその他さまざまなネットワーク と連携して、児童虐待の早期発見・早期対応を 図ります。	福祉課
	J	相談窓口の充実 児童虐待・高齢者虐待の相談窓口や支援体制の 充実を図ります。	福祉課 地域包括 支援センター
	\$ [	情報収集の促進 暴力による被害の予防、早期発見、早期対応に 向け、保健師や民生委員・児童委員を通して情 報収集を行います。	福祉課 地域包括 支援センター

## (2) DV・セクハラ等の防止と女性の人権への配慮

具体的施策	取組内容	担当課
1	1) 女性の人権への配慮を欠く表現の改善	
表現における	さまざまな情報が氾濫する現代社会では、性表現や	
女性の人権へ	暴力を助長するような文書・写真等によって女性の	くらし安全
の配慮	人権を侵害する情報がみられます。女性の人権への	推進室
	配慮を欠く表現の改善についての取り組みを推進し	
	ます。	
2	1) 相談窓口の周知及び相談対応者の育成	
DV やセクハ	DV 相談等、窓口の周知を図り、相談に適切に対応し	福祉課
ラ等の防止と	ます。また、相談対応者の育成を図るため各種研修	くらし安全
保護	会参加による能力向上を図ります。	推進室
	2)DV 被害者の保護・自立支援	
	関係機関と連携しながら、DV 被害者の安全確保、	(警察署)
	自立支援などに取り組みます。また、専門機関との	(福祉事務所)
	連携に取り組みます。	
	3) 専門機関関係との連携強化	福祉課
	DV や虐待等の早期発見、早期対応のための支援を	総合保健
	効果的に行うため、専門機関との連携を強化します。	福祉センター
3	1) 母性保護の意識啓発	
生涯を通じた	男女共に心身の健康の保持・増進が生活の基礎とな	
女性の健康支	ることに違いはありませんが、特に女性は妊娠や出	総合保健
援	産などの母性機能を有することから、生涯を通じて	福祉センター
	男性とは異なる健康上の問題に留意する必要があり	田山正し
	ます。保健事業等を通じて母性保護の意識啓発を進	
	めます。	
3	2) 健診及び相談事業の充実	
	病気の早期発見、早期治療に重点をおき、妊婦検診	
	や女性特有のがん検診等を充実し、ライフサイクル	総合保健
	にあわせた健診事業を実施して健康相談の機会を提	福祉センター
	供します。併せて健康教育、訪問指導を充実させま	
	す。	

### 重点目標4. 男女共同参画社会のための総合推進体制づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な関係を築き、様々な分野で政策や方針を決定する場に共同して参画することが必要です。国では 2020 年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合を少なくとも 30%にすることを目標に掲げており、県・市町村をはじめ、企業・団体等において長期的視点を持って女性の参画を推進していく必要があります。

### 【現状と課題】

本町における女性の登用状況を見ると、国の目標には程遠いことが伺えます。 地域活動を担う人材として女性も貴重な存在であることをすべての人が認識し、 まちづくりや災害対策など各分野で女性が活躍できる環境づくりが必要です。

#### ※本町における女性の登用状況

地方自治法(第 202 条の 3) に基づく審議会等の女性の登用状況(H27.3.31 現在)

第 202 条の 3 に該当する審議会等数	2 1	うち女性委員のいる審議会等数	1 1
総委員数(人)	283	内女性委員数(人)	2 4
		女性委員比率(%)	8.5

#### 地方自治法 (第 180 条の 5) に基づく委員会等の女性の登用状況 (H27.3.31 現在)

	委員数	内女性の数	女性委員割合(%)
教育委員会	4	0	0.0
選挙管理委員会	4	1	25.0
監査委員	2	0	0.0
農業委員会	1 9	0	0. 0
固定資産税評価委員会	3	1	33.3

#### 町女性職員の役職登用状況

(H27.4.1 現在)

	課長級	補佐級	係長級	役付計	職員総数
総数	2 0	5	3 9	6 4	1 1 7
女性の数	2	1	1 6	1 9	4 1
女性の割合(%)	10.0	20.0	41.0	35.0	35.0

## (1) 計画推進体制の確立

具体的施策		取組内容	担当課
1)	1)	庁内推進会議の充実	
男女共同参画		甲佐町男女共同参画推進会議を充実し、計画の	۷/۸.∀⁄ح ∋H
社会の庁内推		進行管理及び推進に関する意見等について聴取	総務課
進体制の充実		し、新たな課題に対しての見直しを行います。	
	2)	庁内各課の横断的な連携	
		幅広い分野にわたる男女共同参画行政を進める	総務課
		ために、庁内各課の横断的な連携を充実します。	
2	1)	推進懇話会の継続	
男女共同参画		男女共同参画推進に関して必要な助言、提言を	
社会推進懇話		求めるため、町内の住民代表や関係団体からな	総務課
会活動の充実		る甲佐町男女共同参画社会推進懇話会を継続し	
		て設置します。	
	2)	推進懇話会への支援の充実	
		懇話会が行う調査、研究活動の充実を図るため	総務課
		の支援を実施します。	
3	1)	住民等への意識啓発の推進	
住民・企業等		住民等に、男女共同参画社会についての研修を	総務課
への意識啓発		推進し、意識啓発に努めます。	
と協働の推進	2)	企業等への意識啓発の推進	総務課
		町内企業及び各種団体等に男女共同参画につい	産業振興課
		ての研修を推進し、意識啓発に努めます。	<b>全米瓜</b>
	3)	協働による取り組みの推進	福祉課
		男女共同参画社会に向けて、地域住民、企業、	地域包括
		団体、ボランティア、NPO 等との協働による取	支援センター
		り組みを推進します。	<b>→</b> 1X · V

# 2) 政策・方針決定の場への女性の参画推進

具体的施策		取組内容	担当課	
1)	1)	審議会等女登用率の目標数値の設定	<u> </u>	
審議会等への		第6次甲佐町総合計画における前期基本計画で	企画課	
女性の登用率		20%を目標としている。引き続き促進を図る。	総務課	
の促進	2)	女性委員等への支援の促進		
		委員の状況に応じて夜間や休日の会議開催を図	即反々≕	
		るとともに、出席しやすい体制・環境づくりを	関係各課	
		促進します。		
	3)	審議会等への女性の積極的な登用		
		審議会・委員会に関する指針案の策定により各		
		種審議会等、政策・方針決定過程への住民参画	関係各課	
		機会における女性の積極的な登用を促進しま		
		す。		
2	1)	女性管理職の登用促進		
管理職等への		女性職員に対して、政策立案研究などへの参加	総務課	
女性の登用促		を進め、男女間の管理職登用の機会均衡を図り	秘伤床	
進		ます。		
3	1)	ネットワークづくりの支援		
女性の人材育		各企業で活躍する女性代表者や年代の違う女性		
成		の代表者等さまざまな分野の団体が連携・協働	総務課	
		が図られるよう、男女共同参画社会推進団体の		
		交流やネットワークづくりを手助けします。		
	2)	女性リーダーの育成		
		家庭・地域・職場などさまざまな分野において		
		男女共同参画社会づくりを推進するため、政	総務課	
		策・方針決定に参画する地域女性リーダーを育		
		成する各種研修会への参加を支援します。		